ACSES ニュースレター_２１７９号（2021 年 9 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２５３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・島根原発再稼働「リスクがある」　事前了解権求める周辺自治体が不満〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 健康安全
◇ハワイ州観光局「自然に優しい日焼け止めを」　世界各地で広がる規制〈新聞報道〉
◇「健康増進普及月間」(9/1～9/30) の実施に伴う「おうちで＋10（プラステン）超リフレッシュ体操」特設 Web コンテンツ公開のお知らせ〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 54 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇ベルギーからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
[6] 廃棄物関係
◇高専生のリサイクル技術、ガーナの力に　現地では廃プラで洪水も〈新聞報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇パリ協定達成へ、日本「不十分」　独研究者ら分析「石炭火力廃止を」〈新聞報道〉
◇気候変動、世界の若者 6 割「不安」　欧米など 10 カ国 16～25 歳調査　国際チーム〈新聞報道〉
◇気候変動で巨大湖縮む　「粉じんで健康被害も」面積は 35 年前の 3 割弱〈新聞報道〉
◇米の異常気象、損害 10 兆円超　バイデン氏指摘〈新聞報道〉
◇「グリーン水素」安定供給へ　岩谷産業など日豪 6 社、事業化向け調査〈新聞報道〉
[8] 環境安全関係
◇（仮称）新郡山布引高原風力発電所に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　１件
[10] その他省庁発表　　１件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　６件
[12] 海外の化学物質管理情報

弁慶草（ベンケイソウ）

〇国際：１件　　〇欧州：２件　　〇米国：４件　　〇オーストラリア：３件
[13] その他　　１件
[付録]
◇働く女性の６割が上司を「不合格」と判定　部下が求めているのは…<新聞報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025663/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210916_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：88 件
うち重大事故等として通知された事案：29 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025661/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210916_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)(3)を除く):4件
(2)事故情報(食中毒情報)：6件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：44件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：5件

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２５３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2h-1HssFyHwdPoBY
１　自治体の検査結果
岩手県、宮城県、栃木県、さいたま市、東京都、文京区、杉並区、横浜市、相模原市、新潟県、山梨県、名古屋市、京都府、大阪市
※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※　基準値超過　なし

[原子力施設全般]
・島根原発再稼働「リスクがある」　事前了解権求める周辺自治体が不満
＜朝日新聞　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9H6S1GP9HPTILOOW.html
原子力規制委員会は 15 日、中国電力が再稼働を目指す島根原発 2 号機（松江市）について、安全対策の基本方針が新規制基準に適合すると認める審査書を正式決定した。島根原発 2 号機の再稼働に向け、焦点は地元自治体の同意へと移る。原発周辺の自治体は再稼働の是非を判断する「事前了解権」を求めている。

中国電の清水希茂（まれしげ）社長は15日夕、島根原発が立地する島根県と松江市に対し、それぞれリモートで審査結果を報告。「安全対策や再稼働の必要性について、分かりやすく丁寧に説明していく」と話した。

丸山達也知事は、再稼働について「県議会や関係自治体などの意見をよく聞いて総合的に判断したい」と発言。上定昭仁市長は「福島第一原発の事故で市民の原発への不安感は大きく高まった。その意味で新規制基準に適合したことは評価したい」と応じた。

中国電力で、立地自治体に説明したのは社長でした。周辺の自治体に対しては誰が出てきたのでしょうか。自治体への対応では、立地と周辺でこんな差も付けられています。

社長自ら報告したのは、中国…

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2021年9月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-j-VPusl6Fw9HyBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月16日版）

＜厚生労働省　2021年9月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2h-1HssFyHwdPsBY

◇マスコミ報道　見出し

・都内の新規感染、１９・３％は「１０代以下」…「３０代」を上回る

＜読売新聞　2021年9月16日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210916-OYT1T50205/

[対策・予防]

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第155号）

［官報］　令和3年9月15日　特別号外　第76号　1～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210915/20210915t00076/20210915t000760001f.html

○厚生労働省令第155号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年9月15日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則	附　則
第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年十一月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	**第十五条の四の三**　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年九月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

２～５　（略）	２～５　（略）
６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年十一月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
７～10　（略）	７～10　（略）
11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年十一月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日	11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年九月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数

数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
12　（略）	12　（略）
13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年十一月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年九月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
14　（略）	14　（略）
15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年十一月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、	15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年九月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当

当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
16　（略）	16　（略）
17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。	17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。
18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。	18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ⑵(ii)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。
19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。	19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ⑵中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。
20　（略）	20　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第156号）

［官報］　令和3年9月15日　特別号外　第76号　3～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210915/20210915t00076/20210915t000760003f.html

○厚生労働省令第156号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年9月15日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一

部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年十一月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。 一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円 二　令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間九千九百円 ４～10　（略） **附　則** **第三条**　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属す	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。 一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円 二　令和三年五月一日から同年九月三十日までの間九千九百円 ４～10　（略） **附　則** **第三条**　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属す

る都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。	る都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。
２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年十一月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間	２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年九月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日

の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。	の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇検査薬、ワクチン、治療薬等

・コロナワクチン 3回目の接種行う方針固める 厚生労働省

＜NHK　2021年9月17日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210917/k10013263641000.html

・3回目の接種、8カ月後検討　厚労省、17日に提案

＜共同通信　2021年9月17日＞　https://nordot.app/811341275888222208?c=39546741839462401

・接種から時間経過で予防効果減少　モデルナ製ワクチン

＜共同通信　2021年9月16日＞　https://nordot.app/811061926691160064?c=39546741839462401

米バイオテクノロジー企業モデルナは16日、新型コロナウイルスワクチンを接種してから時間が経過すると予防効果が減少し、接種後に感染する「ブレークスルー感染」が起きやすくなるとの結果を発表した。3回目の追加接種が「有益となり得る証拠が追加された」としている。

同社は、米国で感染力の強い変異ウイルスのデルタ株が広がった7～8月の新型コロナの感染を、ワクチン接種を受けた時期が異なるグループ間で比較。昨年7月～10月にワクチン接種を受けた約1万4千人のうち162人の感染が確認された。一方で、昨年12月～今年3月に受けた約1万1千人のうち88人の感染が確認された。

・コロナ飲み薬、進む開発　早ければ年内の処方も　東北医科薬科大・久下教授に聞いた

＜河北新報　2021年9月16日＞　https://kahoku.news/articles/20210916khn000029.html

・イタリア、労働者の接種義務化へ　10月15日から

＜共同通信　2021年9月17日＞　https://nordot.app/811348202211688448?c=39546741839462401

◇大学等関係

・石川県と金沢大が抗体調査へ　ワクチンの効果究明狙う

＜朝日新聞　2021年9月15日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9G7GKWP9GPISC00B.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ感染死で勤務先提訴　遺族「予防義務怠った」

＜共同通信　2021年9月16日＞　https://nordot.app/811178585735708672?c=39546741839462401

・行動制限緩和、10月に広域実験 飲食店やコンサート想定

＜共同通信　2021年9月16日＞　https://nordot.app/811205667051339776?c=39546741839462401

****

[3] *健康安全*

◇ハワイ州観光局「自然に優しい日焼け止めを」　世界各地で広がる規制

＜朝日新聞　2021年9月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9J3GJ2P9FPLBJ002.html

強い日差しから肌を守る日焼け止めの使用や販売を規制する動きが、国内外のビーチや海で出始めている。日焼け止めに含まれる一部の成分が、観光や漁業に欠かせないサンゴ礁に悪影響を与える恐れがあるためだという。

「ハワイの自然、そして世界を繋ぐ海の環境を守るためにも、どこにいても自然に優しい日焼け止めを使いたいですね」

日本人にも人気の海外リゾート、米ハワイ州の観光局は今年１月、日本語公式ツイッターでこう呼びかけた。同月から、一部の日焼け止めの販売が禁止されたことなどを案内している。

他にも、カリブ海の米領バージン諸島、太平洋の島国パラオ、東南アジアのタイなどでも、販売や使用、持ち込みなどを規制する動きが広がる。違反すると罰金になる場合もある。

環境省によると、日本では、日焼け止めの使用や販売に規制をかける動きはまだない。ただ、沖縄県石垣島の米原海岸では、環境省や市などがつくる協議会が独自ルールを定めた。世界の動きを受け、一部の日焼け止めを使わないよう、2019 年から呼びかける。

国際自然保護連盟（IUCN）でも、20 年の総会で、サンゴ礁が日焼け止めが含む化学物質にできるだけさらされないよう、法や規制の整備を奨励する決議が採択された。規制の流れは強まる可能性がある。

いずれの地域でも対象となっているのは、**オキシベンゾン**や**オクチノキサート**といった特定の化学物質が含まれる日焼け止めだ。日本で販売されている日焼け止めにも含まれているものがある。海水浴客などを介して、海に流れ出る日焼け止めの成分が、サンゴに悪影響を与える、という研究成果が報告されるようになった。成分が、サンゴの白化を促したり、成長を阻害したりする可能性があるという。

サンゴ礁の面積は世界の海の…

◇「健康増進普及月間」(9/1～9/30) の実施に伴う「おうちで＋10（プラステン）超リフレッシュ体操」特設 Web コンテンツ公開のお知らせ

＜厚生労働省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2h-1HssFyHwdP0BY

****

[4] ***医薬品等***

◇動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第 54 号）

［官報］　令和 3 年 9 月 16 日　号外　第 210 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210916/20210916g00210/20210916g002100001f.html

○農林水産省令第 54 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 9 月 16 日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　　赤羽　一嘉

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　前				改　正　後			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）				別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
カルベトシンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）	カルベトシンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
キシラジンを有効成分とする注射	牛	１日量として体重１kg当たり 0.3	食用に供するためにと殺する前２	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

剤		mg以下の量を筋肉内に注射すること。	日間又は食用に供するために搾乳する前48時間				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
注１～20　（略）				注１～20　（略）			

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するキシラジンを有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇ベルギーからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021年9月16日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210916.html

****

[6] ***廃棄物関係***

◇高専生のリサイクル技術、ガーナの力に　現地では廃プラで洪水も

＜朝日新聞　2021年9月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9J3HRYP9FTIPE00D.html

高等専門学校生の技術を開発途上国の支援に生かす取り組みが、独立行政法人国際協力機構（JICA）を中心に行われている。その一環として、北九州高専（北九州市小倉南区）の学生の開発した技術が、遠く離れたアフリカの地で、導入されようとしている。

JICAは2019年、高専生の柔軟な発想や高い技術力を開発途上国の社会課題解決に生かす「高専オープンイノベーションチャレンジ」を始めた。国際協力の現場を教育の場として活用するのもねらいだ。

全国の高専生からアイデアを募集し、選ばれたチームは現地の企業と連携し、1年かけてものづくりに取り組む。期間中には実際に現地に渡るチャンスもある。

2回目となる20年は、北九州高専と長岡高専（新潟県）から計5チームが選ばれ、今月9日、1年間の活動をオンラインで報告した。

そのうちの一つ、北九州高専4年の前田志温さん（18）ら計5人のチームは、大量に廃棄されるプラスチックによって引き起こされるガーナでの環境問題に取り組んだ。

前田さんらによると、現地では、廃プラが配管を詰まらせて洪水につながり、人的被害が出たこともあったという。廃プラのリサイクル率も3%と低い。現地企業が、廃プラを活用して舗装ブロックを製造しているものの、廃棄される量が1日あたり約2740トンになるのに対し、製造に使われる量は約3トンと、追いついていない現状がある。

効率よくリサイクルできれば課題が解決するのではないか――。そう考えた前田さんらは、廃プラを裁断した物を乾かし、砂などと混ぜて固め、舗装ブロックにする製造手順のうち、ぬれたプラスチック片を乾かす工程に着目した。

現地では、廃プラは天日干ししており、天候に左右されたり、晴れても1日がかりだったり、非効率だと感じたという。加えて、完全に乾いていないものを使用するため品質が良くないものもあったという。

「衣服や食器の乾燥機も参考のために調べたが、高コストで現地の小さな工場では導入できないと考えた」と前田さん。低コストで、効率よく、かつ完全に乾燥させるため、回転型かくはん乾燥機（重さ22・3キロ、縦500ミリ、横750ミリ、高さ500ミリ）を開発した。風を送り込みながら、モーターで回転させることで、中に入れ

たプラスチック片をまんべんなく乾燥させる独自の仕組みだ。

本来なら、現地に行って実証するが、今回は新型コロナウイルスのためかなわず、現地で使われている廃プラの材質などを現地企業から聞き取り、日本で再現して実験したという。

モーターの回転数や時間との…

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇パリ協定達成へ、日本「不十分」　独研究者ら分析「石炭火力廃止を」

＜毎日新聞　2021 年 9 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210916/dde/041/040/026000c

ドイツなどの研究者らが参加する組織「クライメート・アクション・トラッカー」は 15 日、先進諸国などが 2020 年 9 月以降に表明した新たな温室効果ガスの 30 年の削減目標では、地球の平均気温の上昇幅を 1・5 度以内に抑えるパリ協定の目標達成には不十分で、取り組みを強化すべきだとする報告書を公表した。

日本は 4 月に温室ガス排出量を 13 年度比…

◇気候変動、世界の若者 6 割「不安」　欧米など 10 カ国 16～25 歳調査　国際チーム

＜毎日新聞　2021 年 9 月 16 日＞

https://mainichi.jp/articles/20210916/ddm/012/030/107000c

世界の若者の 6 割が気候変動に大きな不安を感じている――。英バース大などの国際研究チームが、欧米やインドなど 10 カ国の 16～25 歳を対象に実施した調査で、そんな傾向が明らかになった。研究チームは「気候変動は、子どもや若者の健康や未来に大きな影響を与えるにもかかわらず、彼らにはそれを抑えるすべがない。そのことが、より不安を感じやすくさせている」と指摘する。

地球環境の危機に伴う不安感や喪失感などメンタルヘルスにもたらす影響は「エコ不安（症）」などと呼ばれ、近年、海外のメディアや心理学分野の学術論文などで取り上げられる機会が増えた。研究チームは今回、10 カ国で計 1 万人を対象に調査を実施。若者の「エコ不安」についての調査としては最大規模としている。

◇気候変動で巨大湖縮む　「粉じんで健康被害も」面積は 35 年前の 3 割弱

＜京都新聞　2021 年 9 月 15 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/639109

米西部ユタ州ソルトレークシティー近郊の巨大湖、グレートソルト湖が干上がりつつある。湖に流れ込む途中の取水や気候変動により、湖の面積は３５年…

◇米の異常気象、損害 10 兆円超　バイデン氏指摘

＜毎日新聞　2021 年 9 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210916/ddm/008/020/029000c

バイデン米大統領は 14 日、西部コロラド州で演説し、異常気象による米国の損害が 2021 年は 1000 億ドル（約 10 兆 9000 億円）超になると指摘した。自然災害は「さらに猛威をふるう」と警告。超党派で対応に当たるべきだとの考えを示した。

米政権は気候変動対策や教育の拡充を柱とした総額 3 兆 5000 億ドルに…

◇「グリーン水素」安定供給へ　岩谷産業など日豪 6 社、事業化向け調査

＜朝日新聞　2021 年 9 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9H6SQGP9HPLFA005.html

岩谷産業や川崎重工業、関西電力など日豪 6 社は 15 日、つくる過程で出る二酸化炭素（CO2）が少ない「グリーン水素」の製造・輸入に向けた調査を共同で始めると発表した。オーストラリアを拠点に大量生産し、日本への安定供給と生産コストの引き下げをねらう。

計画では、現地のエネルギー会社が太陽光や風力などでつくった水素を液化し、船で日本へ運ぶ。発電所や工場など、産業用での需要を念頭に置いているという。1 日あたりの生産規模は、2026 年ごろに 100 トン以上、31 年以降に 800 トン以上を目指す。今後、半年ほどかけて調査し、技術や資金面の課題を検討する。

政府は 30 年までに、CO2 排出が実質ゼロの水素の国内供給量を年間 42 万トン以上に増やす目標を掲げている。だがコストの高さが課題で、岩谷産業の広報担当者は「国内でグリーン水素の利用を広められるかの一つの試金

石になる」と話す。

****

[8] ***環境安全関係***

◇（仮称）新郡山布引高原風力発電所に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109991.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度（第３次補正予算）及び令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち「ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル構築事業」の三次公募開始について

＜環境省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109975.html

****

[10] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1585、1586 号）

［官報］　令和 3 年 9 月 16 日　号外　第 210 号　2～10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210916/20210916g00210/20210916g002100002f.html

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２１５回）の開催について　　９月２７日、非公開

＜内閣府　2021 年 9 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_215.html

（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について

・MAM 株を利用して生産された α-アミラーゼ

・除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統（食品・飼料）

（２）その他

・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第 247 回）の開催について　　９月２７日

＜内閣府　2021 年 9 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_247.html

（１）動物用医薬品（ジブチルサクシネート）に係る食品健康影響評価について

（２）動物用医薬品（オルトジクロロベンゼン）に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料　9 月 17 日

＜厚生労働省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2h-1HssFyHwdPgBY

(1) ゲノム編集技術応用食品等の個別品目（マダイ）について

(2) その他

・「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」の開催について　　10 月４日

＜環境省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109995.html

・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース（第 24 回）の開催について　　9 月 27 日

＜文部科学省　2021 年 9 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af7kac3A1tfSembG

(1) 第 1 回中間チェックアンドレビュー目標とアクションプランの進捗状況との連関について

(2)「第 2 回中間チェックアンドレビュー」に向けた課題抽出について

(3)令和 4 年度核融合関係概算要求について

(4)原型炉研究開発体制の強化のための大学等の連携強化について

・商船系大学における海事人材育成に関する懇談会（第 3 回）配布資料　　9 月 17 日

＜文部科学省　2021 年 9 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af7kac3A1tfSembJ
1. 商船系大学における海事人材育成について
2. 作業部会について
3. その他・
・多様化する労働契約のルールに関する検討会　第７回資料　　9 月 17 日
＜厚生労働省　2021 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2h-1HssFyHwdPkBY
　　議題：無期転換ルールに関する論点について
****
[12] ***海外の化学物質管理情報***　　＜＜NITE 化学物質管理関連情報　第 554 号　2021 年 9 月 15 日　から＞＞

〇国際

・Join our webinar on Reconciling Terminology of the Universe of Per- and Polyfluoroalkyl Substances
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/webinars/
OECD は、ペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS) の分野で使用される用語に関する最近の報告書を説明する Web セミナーを 2021/9/16 13:00（パリ時間）から開催すると案内している。この報告書は、2018 年 6 月から 2021 年 3 月までの OECD / UNEP グローバル PFC グループによる PFAS 分野での用語のレビューについて最近の活動をまとめたもの。

〇欧州

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 6 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、2 物質(群)の欧州調和分類と表示（CLH）案を公開し、2021/11/5 までの意見募集を開始した。
・Risks from chemicals in baby diapers not demonstrated
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 10 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/risks-from-chemicals-in-baby-diapers-not-demonstrated
ECHA のリスク評価委員会（RAC）は、フランスの ANSES から提案された、使い捨ておむつに含まれる特定の化学物質を REACH により制限するという提案に対する意見を採択した。RAC は、使い捨ておむつに含まれる特定の化学物質がリスクをもたらすと結論付けるのに十分な科学的証拠はないと考えており、社会経済分析委員会（SEAC）も RAC の意見(案)に同意していると説明している。

〇米国

・Request for Nominations for the Science Advisory Board IRIS Chloroform (Noncancer; Inhalation) Review Panel
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/07/2021-19150/request-for-nominations-for-the-science-advisory-board-iris-chloroform-noncancer-inhalation-review
EPA は、統合リスク情報システム（IRIS）のクロロホルム（非がん；吸入）毒性学的レビュー(草案)を見直すためのパネルを構築するために科学専門家の指名を公募する通知を官報公示した。指名の募集は 2021/9/28 まで。
・EPA Announces Plans for New Wastewater Regulations, Including First Limits for PFAS, Updated Limits for Nutrients
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 8 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-plans-new-wastewater-regulations-including-first-limits-pfas-updated
EPA は、水質浄化法（CWA）第 304 条(m)に従い、最初の PFAS の制限、新しい栄養素の制限等を含む「予備廃水ガイドラインプログラム計画 15」（予備計画 15）を発表した。この予備計画 15 には、有機化学品、プラスチック、および合成繊維（OCPSF）のカテゴリーでペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)を製造する施設からの PFAS 排出、また金属表面処理カテゴリーにおけるクロムメッキ工程からの PFAS 排出に対処するための規則制定を開始する計画が含まれ

る。予備計画 15　→ https://www.epa.gov/eg/preliminary-effluent-guidelines-program-plan

・U.S. EPA and UNEP Partner to Protect Human Health and the Environment

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 8 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/us-epa-and-unep-partner-protect-human-health-and-environment

EPA は、国連環境計画（UNEP）と新たな 5 年間の覚書に署名したことを発表した。この覚書は環境ガバナンスの強化、健全なコミュニティーの創造、グリーン経済への移行、および気候変動や他の地球環境の課題に対応するための主要な活動に協力することを約束するもの。

・Octamethylcyclotetra-Siloxane (D4); Draft Scope of the Risk Evaluation To Be Conducted Under the Toxic Substances Control Act; Notice of Availability and Request for Comments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/08/2021-19392/octamethylcyclotetra-siloxane-d4-draft-scope-of-the-risk-evaluation-to-be-conducted-under-the-toxic

EPA は、製造業者より要求を受けたオクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）（CAS RN 556-67-2）の TSCA に基づくリスク評価のスコープ(草案)の利用可能性と、この草案への意見募集を行う通知を官報公示した。このスコープ(草案)には、EPA が物質のリスク評価を実施する際に検討する予定の使用条件、有害性、暴露、および潜在的に暴露または影響を受けやすい亜集団が含まれる。意見提出は 2021/10/25 まで。

〇オーストラリア

・Are you introducing chemicals under NICNAS exemptions?

＜オーストラリア　2021 年 9 月 9 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/are-you-introducing-chemicals-under-nicnas-exemptions

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、国家工業化学品届出審査機構(NICNAS）の免除規定に基づき化学品を導入（製造または輸入）している事業者に、移行措置が終了する 2022/8/31 まで NICNAS の免除に基づく導入を継続できるとするお知らせを掲載している。しかし、移行措置終了後は導入している化学品に関して分類を実施しなければならず、情報収集が必要となることから、今から分類プロセスの準備を開始することを推奨すると説明している。

・Need help with your annual declaration? Our video explains more!

＜オーストラリア　2021 年 9 月 9 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/need-help-your-annual-declaration-our-video-explains-more

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、事業者の年次申告において、化学品の導入(製造または輸入)が法律に基づいていることを確認するために必要な情報と、それらの情報をオンラインで提出する方法について概説するアニメーションビデオを公開した。

・Chemicals added to the Inventory following issue of assessment certificate - 10 September 2021

＜オーストラリア　2021 年 9 月 10 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-10-september-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、審査証明書の発行に続き、工業化学品法（IC Act 2019）第 83 条に従って工業化学品インベントリに追加された 1 物質を公表した。

****

[13] *その他*

・研究費「選択と集中」引き金か　学術論文、低迷続く日本

＜毎日新聞　2021 年 9 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210916/ddm/016/040/010000c

　研究者からの被引用数が上位 10%に入る影響力の大きな学術論文数で、日本は過去最低の世界 10 位に後退した。文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）による世界の学術論文に関する調査結果から、歯止めがかからない日本の研究力低迷の背景を探った。

NISTEP は世界における日本の科学研究のレベルを把握するため、全世界の学術論文を分析している。8 月に公表された分析結果は、2017～19 年に発表された全世界の自然科学分野の論文が対象で、国別論文数の年平均値を算出。複数の国の研究者による共著論文は国ごとの貢献度を分数化して数えた。その結果、中国が 35 万 3174 本で 2 年連続 1 位。米国が 28 万 5717 本、ドイツが 6 万 8091 本と続き、日本は 6 万 5742 本で 4 位。4 カ国の論文数を 10 年前（07～09 年平均）と比べると、中国は伸び率 268％と激増。米国とドイツも 18～20％増の一方、日本はほぼ変化がなかった。

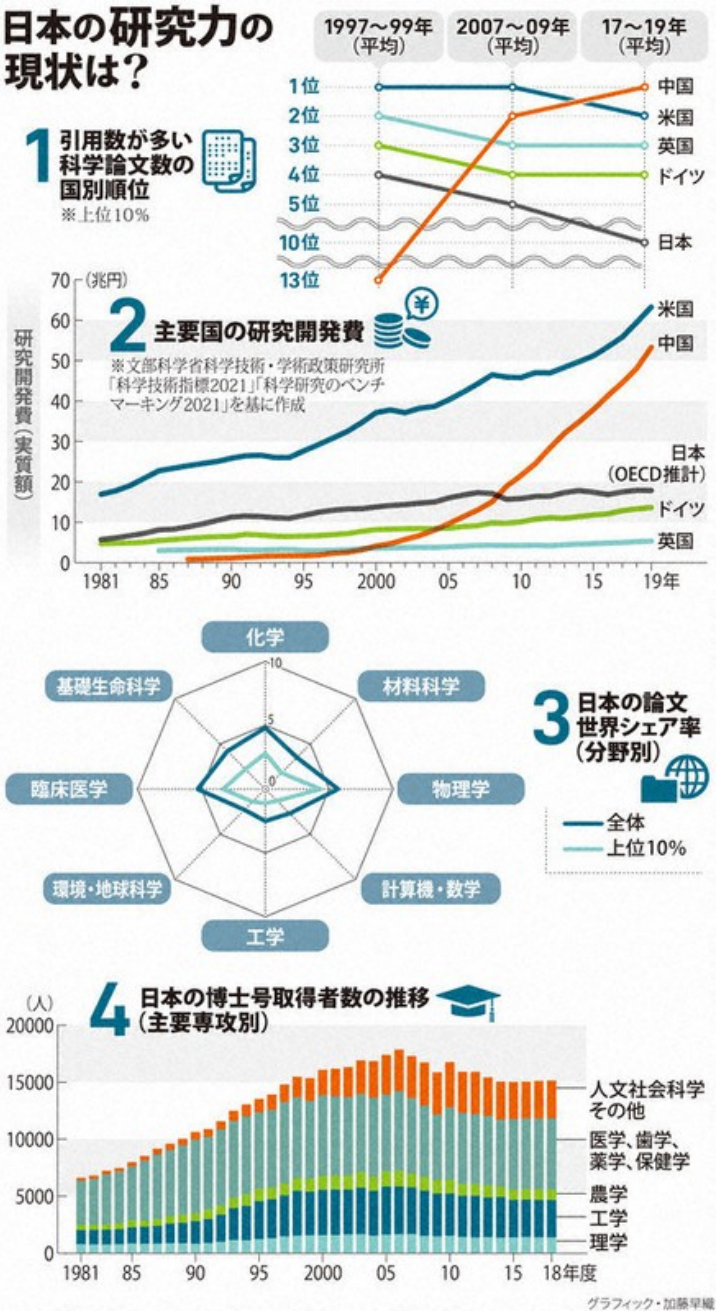

****

[付録]

◇働く女性の６割が上司を「不合格」と判定　部下が求めているのは…

＜毎日新聞　2021 年 9 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210916/k00/00m/040/051000c

働いている女性の６割にとって、現在の上司は「不合格」――。キャリアデザインセンター（東京都港区）が運営する女性のための転職情報サイト「女の転職 type」が実施した「自身の上司」に関するアンケートで、こん

な結果が出た。上司がきっかけになって転職を決めたり考えたりした女性は8割もいた。キャリア形成に大きな影響を与える上司に、少なからず物足りなさを感じている女性たちの姿が浮かんだ。

調査は8月2〜18日、サイトの会員を対象にウェブで実施され、818人から有効な回答があった。70点を「合格点」に設定した上で、「今の上司に点数をつけるなら？」と質問すると、「50〜69点」との回答が31.2%と最多だった。これより低い点数を含めて、不合格となる「69点以下」は61.9%を占めた。その結果、平均は54.2点にとどまった。

今の上司への不満については、「部下の育成力・指導力が低い」が37.0%と最も多かった。「仕事の指示・ゴール設定が曖昧」が33.1%、「いざという時に守ってくれない」は30.4%だった。サービス・販売部門に携わる30代女性は「機嫌が悪い時は営業成績が良くても悪くても怒られる」と指摘。他に「話を最後まで聞かず自分の考えを押し付けてくる」「さらに上の上司の前だと言うことが変わる」との声もあった。

また、上司がきっかけで「実際に転職したことがある」と答えた人は39.7%。「転職活動をした」「転職を考えた」との回答を加えると、転職やその検討に上司が関係していた人は83.3%に達した。

一方、上司の尊敬できる点について、最も多かったのは「仕事の知識・スキルが豊富」の38.6%。「部下の意見や考えに耳を傾けてくれる」が26.5%と次いだ。営業系の20代女性は「女性の上司なので生理の悩みに関しても理解が深い」、事務・経理系の30代女性は「家族がいる男性上司なので、女性の身体のことや体調面を理解してくれている」とそれぞれ答えた。ただ「尊敬できるところがない」は25.2%で、4人に1人は上司を厳しく評価していることが明らかになった。

求めているのはマネジメント力？

この結果について、「女の転職type」の小林佳代子編集長は「上司の『不合格』判定が6割という結果は、想像していたより厳しいものだった」と話した。2月に「転職したい理由」を調査した際に、「人間関係」が3位に入っていたことも合わせて「上司への不満や悩みを抱える女性が多い」と分析する。職場の男女格差について尋ねた5月の調査では、半数の女性が職場でジェンダーギャップを感じているデータが出ており「女性に特有の生きづらさについて十分に理解している上司は、まだ少ないのではないか」と指摘する。

今回のアンケートでは、上司への不満について「部下の育成力・指導力が低い」「仕事の指示・ゴール設定が曖昧」という回答が多かった。小林さんは「上司には実務能力の高さより、マネジメント力を求めているのかもしれない」と語った。

********** 以上 **********